

令和2年度八王子市斜面緑地保全区域支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例（平成17年八王子市条例第14号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する斜面緑地保全区域の指定の推進を図るため、条例第8条及び市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例施行規則（平成17年八王子市規則第50号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、斜面緑地保全区域に指定した土地（以下「指定区域」という。）の所有者等に対し、令和2年度において交付する支援金（以下「支援金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象者は、条例第8条第1項に規定する指定区域の土地所有者等とする。

(支援金の計算方法)

第3条 支援金の額は、規則第8条第2項に規定する額とする。

2 条例第7条第1項に基づく指定（以下「指定」という。）若しくは条例第14条第4項に基づく変更（地積の変更をした場合に限る。以下「変更」という。）又は解除（以下「解除」という。）がなされたときの支援金の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 指定の場合 規則第8条第2項の規定により算出した額を12で除して得た額（以下「支援金月額相当額」という。）に、指定をした日の属する月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(2) 変更の場合 変更前の支援金月額相当額に、当該年度の4月から変更をした日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）及び変更後の支援金月額相当額に、変更した日の属する月から当該年度の3月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を合算した額

(3) 解除の場合 支援金月額相当額に当該年度の4月から解除をした日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額（その額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする土地所有者等は、斜面緑地保全区域支援金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による支援金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類等を審査し、規則第8条第2項の規定に基づき支援金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、八王子市斜面緑地保全区域支援金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、土地所有者等にその旨を通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 条例の規定に違反したと認めるとき

(2) 交付を受けようとするものが、前年度市税及び国民健康保険税に未納があったとき

(交付額の確定)

第7条 市長は、年度末において支援金の交付額を確定し、八王子市斜面緑地保全区域支援金交付額確定通知書（第3号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により、土地所有者等にその旨を通知するものとする。

(支援金の交付請求)

第8条 前条に規定する交付額確定通知書を受け取った土地所有者等は、速やかに市長に請求書を提出し、支援金の交付を受けるものとする。

(支援金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 条例の規定に違反したとき。

(2) 支援金の申請に関し、不正な行為があったと認められたとき。

(3) 暴力団員または暴力団に関係する者からの申請があったとき

(4) その他支援することが不相当と認められる事実があったとき。

(支援金の見直し)

第10条 本支援金については、原則4年毎に見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

年度八王子市斜面緑地保全区域支援金交付申請書

八王子市長 殿

年 月 日

申請者	住所	
	氏名	Ⓔ
	電話	

年度八王子市斜面緑地保全区域支援金として、次のとおり交付されるよう申請します。なお、申請にあたり市税及び国民健康保険税の納付状況について確認されることに同意します。

記

1. 支援金交付申請額 円

2. 保全区域の地積 m²

3. 指定期間 ヶ月

○暴力団でないことの宣誓

暴力団の利益となる使用を制限するため、私は暴力団でないことを宣誓し、次のことについて同意します。 ※ (□にチェック)

暴力団による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。また、交付決定後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、交付を取り消し、給付(補助)金を返還するものとします(八王子市暴力団排除条例第9条)。

第 号
年 月 日

様

八王子市長

印

年度八王子市斜面緑地保全区域支援金交付決定通知書

年 月 日付けにより申請のあった
支援金については、次のとおり決定しましたので、
支援金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

年度八王子市斜面緑地保全区域
年度八王子市斜面緑地保全区域

交付決定額	金 円
交付の条件	次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の全部又は一部を返還していただきます。 (1) 市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例（平成17年八王子市条例第14号）の規定に違反したとき (2) 支援金の申請にあたり、不正な行為があったと認められたとき (3) 暴力団員または暴力団に関係する者からの申請があったとき (4) その他支援することが不相当と認められる事実があったとき

第 号
年 月 日

様

八王子市長

⑩

年度八王子市斜面緑地保全区域支援金交付額確定通知書

年 月 日付けにより交付決定した 年度八王子市斜面緑地保全区域
支援金については、次のとおり交付額が確定しましたので、 年度八王子市斜面緑地
保全区域支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付額

円